

広島県告示第三百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十八年広島県告示第四百五十七号で認可した三次圏都市計画下水道事業三次公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

三次市

二 都市計画事業の種類及び名称

三次圏都市計画下水道事業三次公共下水道

三 事業施行期間

平成三年一月三十一日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成十八年広島県告示第四百五十七号の事業地に、三次市島敷町、四拾貫町及び十日市町を追加し、同事業地のうち、三次町、東酒屋町、西酒屋町、十日市西四丁目、十日市南四丁目、十日市南六丁目及び南畑敷町の一部を変更する。